

二級河川整備基本方針等に 係る国の同意協議について

平成26年10月24日
国土交通省水管理・国土保全局

「二級河川の河川整備方針及び河川整備計画に関する国土交通大臣の同意・協議」の必要性について（補足説明）

自然公物である河川の治水、利水、環境の機能は相互に関連しており、河川の管理は、河川法に謳われているとおり、「洪水、津波、高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理する」ことが必要である。

河川は、水域と陸域が接する場であるとともに、流量や地形の変動が大きく、攪乱が激しいため、陸上とは異なる特徴的な生物の生息・生育・繁殖環境が形成されている。また、土地の高度利用の進展に伴い、流域の湿地環境が減少する中、河川区域には貴重な湿地環境が残っている。

生物の生息・生育・繁殖環境と河川の物理環境は関連性が高く、治水対策の実施により、生物にとって重要な物理環境である冠水頻度、流速、水深等が変化し、攪乱状況も変わり、生物の生息・生育・繁殖環境に影響を及ぼす。

例えば、高水敷を切り下げる河道改修を行うと、冠水頻度が変化し、河畔の植生に大きな影響を生じる恐れがあるので、複数の掘削形状の案を比較検討して、最適な計画を立案する必要がある。

このように、治水と環境を分離することは不可能であり、河川整備基本方針等の策定にあたっては、総合的に調和のとれた計画とすることが必要である。

また、河川環境の整備と保全を図ることは、絶滅危惧種や天然記念物等の重要な種を含む、我が国の生物の多様性を確保する上で重要である。

一方で、二級河川の河川整備方針等の策定にあたっては、地域単位の河川管理の経験では、河川環境に関する幅広い技術や経験が蓄積されにくいことから、国が自ら河川管理を実施していることによる経験や実績の積み重ねと、全国の河川環境の分析等を通じて得られる技術的知見をもとに、個別・具体の事案の協議及び審査を通じて助言することが必要である。

よって、河川整備基本方針等の策定にあたっては、治水、利水、環境を一体として、国土交通大臣の同意・協議が必要である。

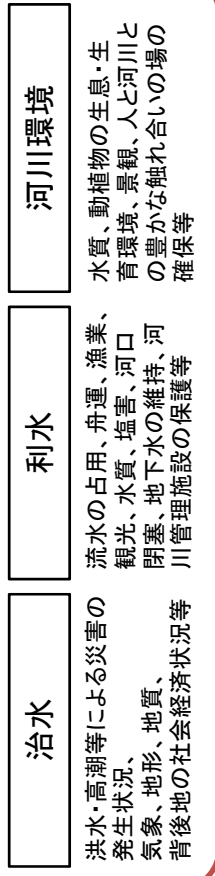
なお、地域性の高い水辺の公園的利用施設については、多くの場合、市町村等が河川敷地を占有して整備及び管理しており、一般的には、河川整備基本方針等に、これらの具体の施設計画等を記載することはしていない。

二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の立案フロー

治水、利水、環境の機能を分離することは不可能であり、河川整備基本方針等の策定にあたっては総合的に調和のとれた計画とすることが必要である。

■河川整備基本方針、河川整備計画の立案フロー

現状・課題の分析、目指すべき方向性等



目標等



総合的に調整



基本方針、具体計画等

総合的に調整



治水、利水、環境の調和を考慮

河川整備の方針、実施に関する事項等

例えば、河川環境に関する現状・課題の分析、目指すべき方向性が適切でない場合には、治水対策の具体計画にも影響を及ぼすことになる

■河川整備計画への具体的な記載例(抜粋)

